

## Global Tax Update

### インド

デロイトトーマツ税理士法人

2018年7月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 1. インドにおける外国投資報告のためのシングル・マスター・フォーム

インド国外居住者による、被投資会社への適格な資本証券、有限責任事業組合(Limited Liability Partnership: 以下「LLP」)への出資又はその他の投資ビークルへの投資を通じた、インドにおける外国投資総額の現行報告システムは、各種書式、プラットフォーム並びにオンライン及びオフラインの様式を使用するため、報告形態には統一性がない。

インドにおける各種外国投資の報告体制の統一を目的として、インド準備銀行(Reserve Bank of India: 以下「RBI」)は、2018年4月、シングル・マスター・フォーム(Single Master Form: 以下「SMF」)を使用した、オンラインの報告システムを導入することを提案した。これにより、外国投資がどの資本証券を通してなされたかにかかわらず、報告要件がすべて包括されることとなる。

RBIは、2018年6月7日付RBI通達で、1999年外国為替管理法(Foreign Exchange Management Act, 1999: 以下「FEMA」)の条項に基づき(A.P(DIR Series)Circular No. 30参照)、SMFを使用した外国投資に係る報告実施のロードマップを定めるための指示を公表した。

当該RBI通達の要点は、以下のとおりである。

- a) SMFは、非居住者による、インドにおける事業体すなわち企業、LLP、並びにその他の投資ビークルすなわち不動産投資信託(Real Estate Investment Trust: REIT)、インフラ投資信託(Infrastructure Investment Trust: InvIT)、及びオルタナティブ投資ファンド(Alternative Investment Fund: AIF)への外国投資総額に係る報告のための機能を提供する。
- b) SMFの実施に先立って、RBIは、既存企業及びLLP(インド法人)に対し、2018年6月28日から2018年7月12日までの15日間、所定のエンティティ・マスター・フォーム(Entity Master Form)を使

用して、外国投資総額に係る情報を申告するためのオンライン・インターフェースを提供する。

- c) 当該事前要件、すなわちエンティティ・マスター・フォームによる申請を行わないインド法人は、外国投資(外国間接投資を含む)を受けることができなくなり、FEMA及びこれに基づく規則を遵守していないとみなされる。
- d) 報告期間を遵守するため、RBIは、外国投資(ダウンストリーム投資を通じた外国間接投資を含む)を受けているインド法人に対し、所定のフォーマットの通り、エンティティ・マスター・フォーム及びSMF内で提供すべき詳細を準備するよう指示している。最終的な様式は、RBIによるウェブサイトへのホスト後、FEMAの「Master Directions – Reporting」の項目から入手できる。
- e) SMFは、外国投資に係る以下の報告フォームを包括する。
  - ① Form FC-GPR: インド企業による、インド国外居住者への資本証券の発行
  - ② Form FC-TRS: インド国外居住者とインド居住者との間における資本証券の譲渡
  - ③ Form LLP-I: 出資及び利潤分配を通じたLLPへの外国直接投資
  - ④ Form LLP-II: LLPへの出資の引き揚げ又は譲渡及び利潤分配
  - ⑤ Form ESOP: インド企業によるインド国外居住従業員へのESOP及びスウェットエクイティシェアの発行並びにESOPの行使に対する株式の発行
  - ⑥ Form CN: 転換社債の発行又は譲渡
  - ⑦ Form DRR: 預託証券の発行及び譲渡
  - ⑧ Form DI: 企業及びLLPへのダウンストリーム投資(外国間接投資)に係る報告
  - ⑨ Form InVi: インド国外居住者による投資ビークルへの投資に係る報告

## 2. 国際金融サービスセンターにおける名義人分離口座構造

外国投資家のマーケットへのアクセスを容易にするため、インド証券取引委員会 (Securities Exchange Board of India: 以下「SEBI」)<sup>1</sup>は、名義人分離口座構造 (Segregated Nominee Account Structure: 以下「SNAS」)による国際金融サービスセンター (International Financial Service Centre: 以下「IFSC」)内の株式取引所、すなわちグジャラート インターナショナル ファイナンス テックシティ (Gujarat International Finance Tech-City: GIFT City)における取引を認める旨決定した。SNASは、外国投資家による適格な名義人分離口座プロバイダー (Segregated Nominee Account Provider: 以下「SNAP」)を通じた注文を認めている。外国ポートフォリオ投資家 (Foreign Portfolio Investor: 以下「FPI」)は、SEBIに登録されたブローカー及び国際株式取引所の取引会員及び清算会員と同様に、SNASを提供する資格を有する主体となる。

SNAPは、顧客確認 (Know Your Client: 以下「KYC」)情報及び2002年資金洗浄対策法 (Prevention of Money Laundering Act, 2002)に係る条項への遵守が求められる。KYC情報に関して、SEBIは、最終顧客の当該情報が機密に保持され、必要に応じて規制当局に開示されることを明白にしている。

また、最終顧客は、SNAPとの間で、名義人分離口座 (Segregated Nominee Account: 以下「SNA」)を一口座のみ開設することが認められ、全てのSNAPに係る全最終顧客に固有の固有顧客コード (Unique Client Code: UCC)が割り当てられる。最終顧客が1口座を超えてSNAを開設しないよう、取引主体識別コード (Legal Entity Identifier: LEI)が使用される。最終顧客によって実行された取引は、清算会員一機関のみを通して清算及び決済が行われる。

現在、SEBIは、SNASを通じたデリバティブ取引のみ認めている。

## 3. FPIによる債務商品への投資の見直し

RBIは、2018年4月27日付及び2018年5月1日付通達により、債務証券へのFPI投資の枠組みの改訂を公表した。カストディアン、FPI及びその他のステークホルダーからの意見に基づき、RBIは、2018年6月15日付通達により、当該規則の適応にあたり、FPI及びそのカストディアンに対して、運用におけるある程度の柔軟性を持たせるとともに、移行方針を示した。

RBIによる重要な改正の一部は以下のとおりである。

### a) 残存期間の下限要件の改定

RBIは、FPIに対して、残存期間が1年を超える社債への投資を認めた。RBIは、FPIによる社債への短期投資が当該FPIの社債への投資合計の20%を超えてはならないことを明白にした。また、この条件は、FPIによる、資産再建会社 (Asset Reconstruction Companies)が発行する保証証

券 (Security Receipts: 以下「SR」)への投資には適用されない。

### b) 政府証券 (G-Sec) 及び州開発融資 (SDL) への投資に対するオンラインモニタリング

RBIは、政府証券 (Government Securities: 以下「G-Sec」)及び州開発融資 (State Development Loans: 以下「SDL」)へのFPI投資のモニタリングに係る入札制度を終了した。また、G-Sec及びSDLに係る投資制限の違反をもたらすいかなる取引も破棄されなければならない。FPI及びそのカストディアンは、G-Sec及びSDLへの投資に係る制限をすべて遵守する責任がある。

### c) 社債に対する単体及び投資家の制限

RBIは、2018年4月27日付通達により、FPIによるインド会社及びその関連法人の社債への投資が当該FPIの社債ポートフォリオ全体の20%を超えてはならないと表明した。2018年4月27日時点で、FPIによる社債への投資が20%を超える場合、当該FPIは当該社債に対してそれ以上の投資を行うことができないことが明確にされた。

新規に登録されたFPIによる分散型ポートフォリオの構築を促進するため、RBIは、2018年4月27日以降に登録するFPIに対し、20%の投資制限に係る条件に関しては、登録日から6カ月以内又は2019年3月31日のいずれか早い日までを遵守期限とする旨表明した。

単体及びグループ投資家の社債に対する投資制限に係る要件は、多数国間金融機関による投資及びFPIによるSRへの投資には適用されない。

<sup>1</sup> 2018年5月24日付通達参照

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

[hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp)

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni

[pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp](mailto:pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

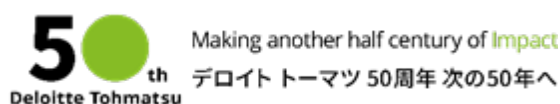
〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)



デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュートーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001